

熊本市上下水道局工事現場立入点検実施要領

制定 令和 元年12月24日上下水道事業管理者決裁

熊本市上下水道局が発注する建設工事における工事現場による立入点検の実施については、熊本市工事現場立入点検実施要領（平成16年4月22日建設局長決裁）の規定を準用する。この場合において、同要領第1条中「熊本市」とあるのは「熊本市上下水道局」と、同要領第2条第4号、第3条、第5条及び様式中「検査室長」とあるのは「技術監理室長又は工事検査審議員」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年1月6日から施行する。